

需要対応型園芸産地育成事業費補助金	61,400	10,000	補助対象や事業内容を見直す
園芸産地総合戦略支援事業費補助金			補助対象や事業内容を見直す
水田経営とちぎモデル条件整備事業費補助金	27,147	10,000	補助対象や事業内容を見直す
先進的営農支援交付金	33,262	16,631	国の次期対策が始まる平成24年度から事業費を圧縮
肉豚価格安定事業費補助金	60,885	10,368	平成22年度から補助率を見直した上で継続
栃木県農業会議補助金	34,419	34,329	補助対象経費を見直し、現行どおり継続
農地確保・利用支援事業費補助金	10,000	—	業務の改善を進め、平成23年度末までに廃止
経営体育成整備事業費補助金	10,782	5,782	事業推進指導の事業量が減少することから、事業量に応じた見直しを行う
とちぎの食育・地産地消総合推進事業費補助金	10,280	—	県農産物の供給拡大に対する支援については、平成22年度から廃止、米飯給食の回数拡大支援は事業内容を見直したうえで平成25年度から廃止
(貸付金)			
就農支援資金貸付事業特別会計繰出金	31,000	24,000 平成23年度 純貸出金額△11,418	特別会計からの繰入金の範囲内で実施することが出来るため、現行どおり継続

3. 個別の検討

プログラムが公表されたのは平成21年10月であり、その後3年以上経過しているので、平成23年度決算に当時の状況をそのまま当てはめることは適切ではないとも考えられるが、事業の見直し及びその進捗状況の検討は意義あるものと考えられる。

(継続する事業)

①農業近代化資金融通促進費

農業近代化資金融通促進費は農業近代化資金利子補給金と農業経営負担軽減支援資金利子補給金の合計額である。プログラムの検討対象は新規融資分に対する利子補給金であり既融資分に対する利子補給金はプログラム検討の対象外となっている。平成21年度のプログラム検討予算25,233千円に対し平成23年度予算19,306千円、プログラム検討対象を含めた実績も平成21年度127,160千円から平成23年度97,814千円へと減少している。

②農業雇用確保緊急対策事業費補助金

当初計画のとおり平成22年度で終了している。

③米麦改良事業費補助金

見直しの内容は、現行通り継続とされているが、平成21年度プログラム検討予算175,000千円に対し平成23年度予算5,117千円、実績4,962千円と見直されている。

④青果物生産安定互助対策事業費補助金

見直しの内容は、現行通り継続とされているが、平成21年度プログラム検討予算12,035千円に対し平成23年度予算3,869千円、実績8,876千円と見直されている。

⑤優良種苗生産助成事業費補助金

見直しの内容は、現行通り継続とされているが、平成21年度プログラム検討予算175,000千円に対し平成23年度予算2,742千円、実績2,741千円と見直されている。

⑥土地改良施設管理費補助金(土地改良施設維持管理適正化事業費補助金及び施設改善対策事業費補助金)

見直しの内容は、ストックマネジメントの着実な推進の観点から現行どおり継続とされているが、平成21年度プログラム検討予算10,800千円に対し平成23年度予算9,990千円、実績9,990千円と見直されている。

⑦とちぎ“食と農”ふれあいフェア実行委員会負担金

見直しの内容は、現行通り継続とされており、平成21年度プログラム検討予算10,000千円に対し平成23年度予算15,000千円、実績15,000千円が計上されている。平成23年度の予算及び実績は、農政課5,000千円、農村振興課10,000千円と二つの課において、平成21年度からそれぞれ同額が計上されている。同一の事業に対して二つの課が関わり、それぞれ負担金が交付されていることは、効率性の観点から見直すべきである。(意見)

(見直しを行う事業)

⑧需要対応型園芸産地育成事業費補助金

⑨園芸産地総合戦略支援事業費補助金

上記⑧の補助金が平成 21 年度プログラム検討予算 61,400 千円として計上されていたが、実績は平成 21 年度及び平成 22 年度と見直され、平成 23 年度に上記⑨の補助金へ名称変更されている。平成 23 年度実績は 25,596 千円と見直されている。

⑩水田経営とちぎモデル条件整備事業費補助金

平成 21 年度プログラム検討予算 27,147 千円に対し平成 23 年度予算 70,000 千円、実績 51,705 千円と増額しており見直しの内容に反しているため、増額の合理的な根拠が求められる。(意見)

⑪先進的営農支援交付金

見直しの内容は、国の次期対策が始まる平成 24 年度から事業費を圧縮するとしているが、平成 21 年度プログラム検討予算 33,262 千円に対し平成 23 年度実績 25,500 千円と平成 25 年度見込予算 16,631 千円へと削減が進んでいる。

⑫肉豚価格安定事業費補助金

平成 22 年度から補助率を見直した上で継続しており、平成 23 年度実績 29,963 千円と平成 22 年度から増加したのは契約頭数が増えたため、平成 21 年度プログラム検討予算額からは大幅減少している。

⑬栃木県農業会議補助金

平成 21 年度プログラム検討予算 34,419 千円、実績 33,167 千円に対して、見直しの内容は、補助対象経費を見直し現行どおり継続としているが、平成 23 年度実績は、33,238 千円と 71 千円増加で見直しの効果が出ている。見直しの補助対象経費は、職員人件費であり、補助対象経費を見直すのであれば、補助対象者の人員配置等について検討を行い、基本的な考え方にある補助対象団体に対する人的・財政的な県の関わり方の見直しを再考する必要がある。(意見)

⑭農地確保・利用支援事業費補助金

平成 22 年度に廃止されている。

⑮経営体育成整備事業費補助金

平成 21 年度プログラム検討予算 10,782 千円に対して、平成 22 年度に 50,705 千円の実績があったが、平成 23 年度は見直しの結果廃止されている。

⑯とちぎの食育・地産地消総合推進事業費補助金

平成 21 年度プログラム検討予算 10,280 千円に対して、平成 23 年度実績 1,071 千円と見直しが進んでいる。

⑰就農支援資金貸付事業特別会計繰出金

平成 23 年度就農支援資金貸付事業特別会計の実績は貸付額より回収額の方が 11,418 千円多いが、平成 22 年度及び平成 21 年度は貸付の方が多かった。平成 21

年度プログラム検討予算額に就農支援資金貸付事業特別会計繰出金として 31,000 千円計上されているのはこのためと考えられるが、貸出と回収のバランスが見込めるのであれば予算の削減は可能と考えられる。(意見)

4. その他具体的な取組

プログラムの中の「集中改革期間における具体的な取組」としてこれまで述べてきた事項の他に、補助金等及び貸付金に関連する取組みがある。

①「歳入の確保」の「出資金・貸付金の見直し」の中で主な取組みとして、以下の項目が示されている。

- ・金融情勢その他の経済情勢の変化に迅速に対応しながら、貸付事業の実績を踏まえ、新規貸付の中止等見直しを実施します。
- ・滞納債権については増加傾向にあるため、県民負担の公平性確保の観点からも、法的措置を含めた厳格な措置を講ずるなど、適切な債権確保に努めます。
- ・無利子貸付金については、有利子化を検討します。
- ・県の関係団体に対する出資金・貸付金については、必要性等について改めて検討します。

これらの取組みについては貸付金の項で指摘した事項と関連するものであり、今後真剣に見直すべきである。(意見)

②「行政経費の削減」の「事務事業の見直し」の中で以下のとおり基本的な考え方が示されている。

i 「県の役割の明確化」の「民間との役割分担」及び「市町との役割分担」

- ・国庫補助事業に県が単独で上乗せしている補助金は見直します。
- ・国庫補助の対象にならない事業に対する県単独補助金は見直します。
- ・補助率は、ソフト 1/2、ハード 4/10 を上限とします。
- ・市町の財政力指数等により一部事業の補助率を変更します。
- ・権限委譲交付金を除き、市町総合交付金は補助金同様に見直します。

ii 「県民ニーズの検証等」

ア 「県民ニーズの徹底検証」

- ・利用実績の少ない貸付金等は、廃止するか、貸付枠を縮小します。

イ 「関係団体（出資法人等）への県関与の見直し」

- ・関係団体への補助金、交付金、委託料は改めて必要性を検討し、廃止またはスリム化します。
- ・繰越金等内部留保のある関係団体への補助金は当分の間休止します。

iii 『「最小の費用で最大の効果」の実現』

- ・無利子貸付金の有利子化を進めます。

このように、基本的な考え方として補助金等の見直し、補助率の変更、貸付金の改廃、関係団体への補助金等の見直し及び無利子貸付金の有利子化も、これまで補助金等の項で述べてきた事項と関連するものであり、これらの考え方を取入れて今後適切な補助行政を行うべきである。(意見)

③繰越金等内部留保のある関係団体への補助金

プログラムの中で繰越金等内部留保のある関係団体への補助金は当分の間休止するとしているが、実際には休止せず継続されている補助金もある。いわゆる経費補助として交付される補助金がこれに該当すると考えられる。

経費補助として交付金が交付されている先として、特に栃木県土地改良事業団体連合会、土地改良区及び土地改良区連合が指摘できる。補助金交付の妥当性について監査の結果でも指摘しているが、プログラムの視点からも検討する必要がある。(意見)

V おわりに

1. 補助金等の現状

以上補助金等について検討を行ってきたが、これらは性質別に以下のとおりに分類される。

- ①法令や条例等の定めにより一定の負担割合や負担額が定められているもの
- ②国の補助制度に伴い助成するもの
- ③行政の代行的事業を行う公益法人等に対して助成するもの
- ④公益法人等の公益事業を促進するため助成するもの
- ⑤各種行事の開催に対して助成するもの

これらの補助金等の交付にあたっては、地方自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることを踏まえると、「公益性」の要件を満たさなければならない。また、公益性に加えて「効率性」、「公平性」、「経済性」及び「有効性」等も一般的な要件として挙げられる。「公益性」の判断は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 2 条 4 号で公益目的事業として、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」と規定されているのでこの要件によることになる。従って、公益上の判断をするにあたっては、この要件を満たすことが求められることになる。

補助金等の見直しという観点から考察すると補助金等の現状は以下のとおりである。

上記①について

法令や条例等に基づく義務的な負担が定められているため、裁量の余地がなく補助金等を直ちに廃止することはできない。そこで、法令や条例等の改廃に応じた見直しを行い、その必要性や効果について検討する必要がある。(意見)

上記②について

国の補助制度を活用した補助事業について、事業の奨励を目的としているものもあるが県民のニーズに合致したものかどうかを、効率性や経済性の観点から検証し県の実状にあう補助事業を目指す必要がある。「とちぎ未来開拓プログラム」の中で、国庫補助事業に県が単独で上乘せしている補助金は見直すことを掲げており、今後は削減を前提とした制度改正を行う必要がある。(意見)

上記③について

行政の代行的事業を行う公益法人等は、県の行う業務を代行、補完する役割を担うことを目的に設置されているが、社会情勢が変化する中でその役割と意義が問われている。また、補助金の見直しと共に公益法人等のあり方も検討する必要がある。(意見)

上記④について

公益法人等の公益事業を促進するためという名目で、毎年一定の金額を運営補助として助成しているが、その公益法人等が行う事業毎に交付額を判断していないため補助金額の妥当性や効果が分かりにくい状況にある。個別事業の内容に則した補助の必要性を検討する必要がある。(意見)

上記⑤について

各種行事の開催に対して助成するものについて、毎年助成しているものは補助金額の妥当性や効果について十分な検証を行う必要がある。(意見)

2. 補助金等の有効性の測定

平成 11 年度の包括外部監査において「農務部の補助金の使用状況」についての監査が実施され、この監査の結果に基づく措置状況が県公報（平成 13 年 3 月 30 日 第 1244 号）に公表されている。その中で今回の包括外部監査に係る項目は「費用対効果の測定について」である。その時の監査結果として、「補助事業が補助金交付の趣旨に沿った成果を上げているのかという点を最終的に確認する事が必要である。補助金の効果をどのような尺度で測定するのか、行政機関に対して今後求められる課題であり、そのための手法の開発が急がれる。」と指摘している。この監査結果に対して県の講じた措置は、「補助事業の効果測定は、今後とも事業を効率的に実施するために必要なものであるが、補助制度全体に広く関係する事項であり、来年度以降も引き続き検討していく。」としている。その後 10 年以上が経過しているにもかかわらず、この補助事業の効果測定について具体的な基準が設定されていない。補助金の効果をどのような尺度で測定するかという課題は、農政部だけでなく県の補助制度全体に広く関係する事項であるため、他の部局も含めた検討が求められる。(指摘事項)